	捜索救助用レーダートランスポンダ	一　周波数 二　空中線電力 三　受信感度	を電池の有効期限の確認を含む。
	捜索救助用位置指示送信装置	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　空中線電力 四　識別信号	を電池の有効期限の確認を含む。
	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　空中線電力 四　識別信号	
船舶地球局		一　周波数 二　空中線電力	・　二については、実効輻射電力とする。
その他の無線局		一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　スプリアス発射又は不要発射の強度 四　空中線電力 五　送信パルス特性 六　隣接チャンネル漏えい電力 七　変調特性 八　受信感度 九　選択度	・　局げ十備一規五限にる二則に限無の六第つる。設第四十て備四号五は、無に条線掲の設無線線除海岸及び局九に標航く。局、つ識行、局陸に上航八つ及局空及い七、八は、九をび

注１　この表による電気的特性の検査の項目以外に、総務大臣が特に必要と認める検査項目等は、告示で定めるものとする。

２　この表による検査の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該検査を実施することが困難又は不合理であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

三　総合試験

(1)　無線局の目的の遂行可能性を確認することを原則とする。

(2)　具体的な確認の方法は、告示で定めるところによるものとする。

別表第六号　検査結果証明書の様式（第18条関係）

検査を依頼した者宛てに証明する検査結果証明書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

年　　月　　日

検査結果証明書

検査を依頼した無線局の免許人　宛て

登録検査等事業者の
氏名又は名称（注１）　　印

登録の番号

登録検査等事業者等規則第２条第２項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の検査を行い、当該検査の結果が、下表のとおりであったことを証明します。

検査年月日（注２）		判定員の氏名及び該当区分（注３）	
点検年月日		点検員の氏名及び該当区分（注３）	
無線局の種別		免許番号	
識別信号		点検場所	
検査結果	無線従事者の資格及び員数（注４）	□　電波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。 □　電波法第39条、第40条及び第50条の規定のいずれかに違反している。	
	時計及び書類（注５）	□　電波法第60条の規定に違反していない。 □　電波法第60条の規定に違反している。	
	無線局の無線設備（注６）	□　工事設計に合致している。 □　工事設計に合致していない。	
備考			

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとすること。

２　判定員が判定を行った日とすること。

３　該当区分は、判定員にあっては法別表第４のいずれかに掲げる条件、点検員にあっては法別表第１のいずれかに掲げる条件のうち該当するものを「第１号」のように記載すること。

４　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が、第17条の告示により無線従事者の資格及び員数について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。」に✓印を入れること。

５　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が、第17条の告示により法第60条の時計及び備付書類等について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第60条の規定に違反していない。」に✓印を入れること。

６　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が、第17条の告示により無線設備の検査について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「工事設計に合致している。」に✓印を入れること。

別表第十二号中「第６条第１項及び第８条」を「第３条第２項、第７条第１項及び第13条第１項」に改め、「第24条の２第５項各号」の次に「又は法第24条の13第２項において準用する法第24条の２第５項各号」を加え、同表を別表第十三号とする。